

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中性子計装系起動領域モニタ(チャンネルE)点検時、検出器不良(特性不良)認められたため、対応検討。	D	
2	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)電動機点検時、回転子軸の端部嵌合外径寸法値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
3	3号機	給水加熱器ドレン系第6給水加熱器ドレン冷却器バイパス弁点検時、弁封水フレキ部に損傷が認められたため、当該フレキを交換。	D	
4	3号機	残留熱除去機器冷却系冷却水ポンプ(B)組み立て時、Oリングの入れ違えが認められたため、規定のOリングに交換及び対応検討。	D	
5	3号機	加熱蒸気系排ガス予熱器(A,B)蒸気供給ライン温度制御弁点検時、動作不良(20%以下に閉まらない)が認められたため、当該弁を修理。	D	
6	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール吸出元弁(A,C)点検時、弁体ライニングに損傷が認められたため、当該弁を交換。	D	
7	3号機	計装用圧縮空気系除湿装置(B)タイマー点検時、タイマー接点の動作不良が認められたため、当該タイマーを修理。	D	
8	3号機	給水加熱器ドレン系第1給水加熱器(A)ドレンレベルスイッチ点検時、フランジボルト・ナットに変形が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
9	3号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器(A)水位計計装品点検時、水位計装元弁(7台)にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
10	3号機	低圧蒸気タービン(B)ノズルダイヤフラム浸透探傷検査時、12段下半旋回防止板の溶接部に線状指示模様が発見されたため、対応検討。	D	
11	3号機	循環水ポンプ(C)電動機点検時、固定子コイル巻線部にコロナ放電痕及びローターバーに緩みが認められたため、当該巻線部を点検及び緩み箇所を補修。	D	
欠番				2月1日審議で10月27日と重複のため削除
13	3号機	活性炭ホールドアップ建屋空調機ファン(2)電動機点検時、固定子(反負荷側)に傷が認められたため、当該箇所を点検補修。	D	
14	3号機	所内電源設備タービン建屋モーターコントロールセンター(3A-2-1)点検時、端子盤内で煙草の吸い殻を発見したため、対応検討。	C	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	原子炉再循環系MGセット(B)点検時、温度検出器用ケーブルに破損が認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
16	3号機	主発電機非常用密封油ポンプ電動機点検時、固定子側の巻線間ケーブル及び結束線に亀裂が認められたため、当該ケーブル及びインシロックを補修。	D	
17	3号機	給水加熱器ドレン系第4給水加熱器(B)浸透探傷検査時、溶接線に線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
18	3号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室浸透探傷検査時、下半部に円形状及び線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
19	その他	1号機原子炉建屋大物搬入口前既設保安電話機について、強風により電話ボックスが破損したため、当該ボックス撤去及び電話機の取り外しを実施。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802